

香川県報



第 13 号

平成 18 年

2月17日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

- 町及び字の区域に編入する旨の届出（三件） （自治振興課） 一
 - 生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出（健康福祉総務課） 二
 - 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 （ " " ） 三
 - 道路の供用開始（三件） （道路保全課） 四
 - 道路の区域変更 （ " " ） 五
 - 道路の区域変更及び供用開始 （ " " ） 五
 - 昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正 （審査課） 六
- ### 公 告
- 大規模小売店舗立地法の規定による廃止の届出（四件） （経営支援課） 七
 - 地籍調査の成果の認証 （農政課） 七
 - 県営土地改良事業計画の決定（二件） （土地改良課） 八
- ### 教育委員会告示
- 第七十一回香川県美術展覧会の会場、会期その他の出品に関し必要な事項
- ### 警察本部告示
- 自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程及び香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程 一 九
 - 香川県地域警察運営規程の一部を改正する規程
 - 選挙管理委員会告示
 - 平成十七年香川県選挙管理委員会告示第八十九号（政治資金規正法の規定に

告 示

●香川県告示第七七号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十八年二月十七日から編入する旨、満濃町長から届出があった。

平成十八年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
仲多度郡満濃町大字岸上字椿谷	仲多度郡満濃町大字岸上字宇戸一四七九の三、一四七九の四及びこれらの区域に隣接する水路である町有地の全部並びに宇字戸一四七八、一四七九の一、一四八〇の乙に隣接する道路・水路である町有地の全部

●香川県告示第八八号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十八年二月十七日から編入する旨、満濃町長から届出があった。

平成十八年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
仲多度郡満濃町大字神野字神野	仲多度郡満濃町大字神野字三田四八の三から四八の六まで、四九の二から四九の九まで、五〇の二から五〇の二六まで、五一の二から五一の二五まで

仲多度郡満濃町大字神野字岡五二の二から五二の四まで、五二の六、五二の七、五三の二から五三の五まで、五三の七から五三の一八まで、五三の二〇、五三の三一から五三の三四まで、五七、六二、六四から七三まで、七四の一、七四の二、七五から八三まで、八四の一、八四の二、八五、八六の一から八六の三まで、八九から九一まで、九三の一から九三の三まで、九四の一、九四の二、九五、九六の一、九六の二、九七、九八、九九の一、九九の二、一〇〇から一〇四まで、一〇五の一、一〇五の二、一〇六から一〇九まで、一一〇の一、一一〇の二、一一一、一一二、一七五の乙、一七六の乙及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに字岡五三の二五に隣接する水路である国有地の全部

●香川県告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、仲南町長から届出があった。

平成十八年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
仲多度郡仲南町大字十郷字後山樋向	仲多度郡仲南町大字十郷字帆山新田六六〇の二三、六六〇の二四
仲多度郡仲南町大字十郷字帆山新田	仲多度郡仲南町大字十郷字後山樋向一一六の一〇、一一六の一二から一一六の一四まで

●香川県告示第一百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、一一、三二	社会福祉法人財田町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	社会福祉法人財田町社会福祉協議会三豊市財田町財田上二一四一番地	訪問介護
平成一七、一一、三二	社会福祉法人財田町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	社会福祉法人財田町社会福祉協議会三豊市財田町財田上二一四一番地	居宅介護支援事業
平成一七、一一、三二	社会福祉法人豊中町社会福祉協議会三豊市豊中町本山甲一九二番地一	社会福祉法人豊中町社会福祉協議会三豊市豊中町本山甲一九二番地一	訪問介護 居宅介護支援事業
平成一七、一一、三二	社会福祉法人仁尾町社会福祉協議会三豊市仁尾町仁尾辛三四番地三	社会福祉法人仁尾町社会福祉協議会三豊市仁尾町仁尾辛三四番地三	訪問介護
平成一七、一一、三二	社会福祉法人詫間町社会福祉協議会三豊市詫間町詫間一三二八番地一一	社会福祉法人詫間町社会福祉協議会三豊市詫間町詫間一三二八番地一一	訪問介護 居宅介護支援事業
平成一七、一一、三二	社会福祉法人高瀬	社会福祉法人高瀬	訪問介護

平成一七、一二、三二	町社会福祉協議会 三豊市高瀬町下勝 間二四四九番地一	町社会福祉協議会 三豊市高瀬町下勝 間二四四九番地一	訪問入浴介護 居宅介護支援事業
平成一七、一二、三二	高瀬町立西香川病院 訪問看護ステーション 三豊市高瀬町比地 中二九八六番地三	高瀬町 三豊市高瀬町下勝 間二三七三番地	訪問看護
平成一七、一二、三二	高瀬町立西香川病院 居宅介護支援事業所 三豊市高瀬町比地 中二九八六番地三	高瀬町 三豊市高瀬町下勝 間二三七三番地	居宅介護支援事業
平成一七、一二、三二	詫間町立国民健康 保険永康病院 三豊市詫間町詫間 一三八一番地	詫間町 三豊市詫間町詫間 一三三八番地一三	居宅介護支援事業
平成一七、一二、三二	財田町訪問看護ステーション 三豊市財田町財田 上二一四一番地	財田町 三豊市財田町財田 上二一七一番地	訪問看護
平成一七、一二、三二	財田町デイサービスセンター 三豊市財田町財田 上二一四一番地	財田町 三豊市財田町財田 上二一七一番地	通所介護
平成一七、一二、三二	財田町老人介護支援センター 三豊市財田町財田 上二一四一番地	財田町 三豊市財田町財田 上二一七一番地	居宅介護支援事業
平成一八、一、九	社会福祉法人国分	社会福祉法人国分	訪問介護

平成一八、一、九	寺町社会福祉協議会 高松市国分寺町新居 居一五〇一一	寺町社会福祉協議会 高松市国分寺町新居 居一五〇一一	訪問入浴介護 居宅介護支援事業
平成一八、一、九	香川町訪問看護ステーション 高松市香川町浅野 一二五六番地一	香川町 高松市香川町川東 上一八六五番地一三	訪問看護
平成一八、一、九	香川町在宅介護支援センター 高松市香川町浅野 一二五六番地一	香川町 高松市香川町川東 上一八六五番地一三	居宅介護支援事業
平成一六、九、一四	寺一薬局 高松市牟礼町大町 一五三三三七	有限会社寺一薬局 高松市牟礼町大町 一五三三三七	居宅療養管理指導

●香川県告示第百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成一八、一、一	指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一八、一、一	平成一八、一、一	三豊市社会福祉協議会 三豊市高瀬町下勝 間二四四九番地一	社会福祉法人三豊市社会福祉協議会 三豊市山本町財田 西三七五番地	訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援事業
平成一八、一、一	平成一八、一、一	三豊市社会福祉協議会 三豊市高瀬町下勝 間二四四九番地一	社会福祉法人三豊市社会福祉協議会 三豊市山本町財田 西三七五番地	訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援事業

平成一八、一、一	三豊市立西香川病院訪問看護ステーション 三豊市高瀬町比地中二九八六番地三	三豊市立西香川病院 三豊市豊中町本山 甲二〇一番地一	三豊市立西香川病院訪問看護ステーション 三豊市高瀬町比地中二九八六番地三	三豊市立西香川病院訪問看護ステーション 三豊市高瀬町比地中二九八六番地三	三豊市立西香川病院訪問看護ステーション 三豊市高瀬町比地中二九八六番地三
平成一八、一、一	三豊市財田町老人サービスセンター 三豊市財田町財田上二二四一番地	三豊市財田町財田上二二四一番地	三豊市財田町訪問看護ステーション 三豊市財田町財田上二二四一番地	三豊市財田町訪問看護ステーション 三豊市財田町財田上二二四一番地	三豊市財田町訪問看護ステーション 三豊市財田町財田上二二四一番地
平成一八、一、一	三豊市財田町デイサービスセンター 三豊市財田町財田上二二四一番地	三豊市財田町デイサービスセンター 三豊市財田町財田上二二四一番地	三豊市財田町訪問看護ステーション 三豊市財田町財田上二二四一番地	三豊市財田町訪問看護ステーション 三豊市財田町財田上二二四一番地	三豊市財田町訪問看護ステーション 三豊市財田町財田上二二四一番地

●香川県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月十七日から同年三月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 国道（一般）

二 路線名 三百七十七号

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
観音寺市大野原町青岡字向本庄七二四番二地先から 観音寺市大野原町青岡字向本庄六四五番一 地先まで	二・〇 〇	九〇	平成十四年香川県告示第七号で変更した区域の一部

四 供用開始の期日 平成十八年二月十七日

●香川県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月十七日から同年三月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（主要地方道）

二 路線名 込野観音寺線（六号）
三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市山本町辻字道下三二九番九地先から 三豊市山本町辻字道下五〇〇番二地先まで	一四・〇 ） 二六・〇	三八〇	平成八年香 川県告示第 六百九十四 号で変更し た区域の一 部

四 供用開始の期日 平成十八年二月十七日

●香川県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月十七日から同年三月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）
二 路線名 丸井萩原豊浜線（二百四十一号）
三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市大野原町丸井字川田四七八番一地从先から 観音寺市大野原町丸井字川田五二六番地先まで	一二・〇 ） 三七・〇	一八三	平成十年香 川県告示第 八百三十二 号で変更し た区域

四 供用開始の期日 平成十八年二月十七日

●香川県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月十七日から同年三月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）
二 路線名 石田東志度線（百四十一号）
三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
さぬき市寒川町石田西六九番一 地先から さぬき市寒川町神前一九五九番一 五地先まで	六・七 ） 一〇・二	一・五 ） 一三・七	五四五	五四五	自歩道新設 工事に伴う 現道拡幅

●香川県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月十七日から同年三月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（主要地方道）
二 路線名 観音寺池田線（五号）
三 道路の区域

区 間		変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
三豊市財田町財田中字川西五七七番五地先から 四番一地先まで	前	七・八	一三・五 九・三	一七	自転車歩行者道新設工事に伴う現道拡幅
	後	一五・〇			

四 供用開始の期日 平成十八年二月十七日

●香川県告示第百十七号

昭和五十四年香川県告示第百六十三号(指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等)の一部を次のように改正し、平成十八年二月十八日から施行する。

平成十八年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定金融機関 2 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等の表観音寺東部支店の項を次のように改める。

観音寺東部支店	観音寺市	西讃農業改良普及センター、笠田高等学校、香川西部養護学校
---------	------	------------------------------

三 収納代理金融機関 2 収納代理金融機関の名称並びに店舗の名称及び位置の表

式会社徳島銀行の項中

丸亀支店	丸亀市	丸亀支店
引田支店	東かがわ市	

丸亀市に改める。

公 告

●香川県公告第八十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定による廃止の届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社ステーションクリエイイト香川 高松市浜ノ町八番二四号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地
丸亀駅ショッピングセンター 丸亀市新町一番二三号ほか

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
一、一〇六平方メートル

4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
八一七平方メートル

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成十八年四月二十四日

二 届出年月日
平成十八年二月一日

●香川県公告第八十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定による廃止の届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所
寿産業株式会社 小豆郡土庄町甲二八九番地二六

2 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルヨシセンター土庄店 小豆郡土庄町西内浜甲五九四番地二

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

- 一、一六五平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成十七年四月十九日
- 二 届出年月日
平成十八年二月二日

●香川県公告第八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による廃止の届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。
平成十八年二月十七日

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所
有限会社ママの店大栄 東かがわ市三本松六八〇番地一七
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルヨシセンター三本松店 東かがわ市三本松六九五番地
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
一、二八七平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成十六年八月三十一日
- 二 届出年月日
平成十八年二月二日

●香川県公告第八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による廃止の届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。
平成十八年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 届出の概要
- 1 届出者の氏名又は名称及び住所
常磐ティッシュ株式会社 高松市室新町九八六番地
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
藤塚コーポラス 高松市藤塚町二丁目一一番二〇
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
一、一〇二平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
三八平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成十三年二月十九日
- 二 届出年月日
平成十八年二月二日

●香川県公告第八十八号

仲多度郡満濃町の行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。
平成十八年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 成果の名称
- 1 仲多度郡満濃町地籍図
- 2 仲多度郡満濃町地籍簿
- 二 調査を行った地域及び時期

調査を行った地域	調査を行った時期
大字岸上の一部	平成十五年度から平成十七年度まで
大字神野の一部	平成十六年度から平成十七年度まで

- 三 認証年月日
平成十八年二月十七日

●香川県公告第八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模） 小山池地区）計画を平成十八年二月七日定めた。

その関係書類を多度津町産業課において平成十八年二月二十四日から同年三月十五日まで縦覧に供する。

平成十八年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模） イケマサ池地区）計画を平成十八年二月七日定めた。

その関係書類を仲南町建設水道課において平成十八年二月二十四日から同年三月十五日まで縦覧に供する。

平成十八年二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

教育委員会告示

●香川県教育委員会告示第五号

香川県美術展覧会規則（昭和五十二年香川県教育委員会規則第一号）第十四条の規定により、第七十一回香川県美術展覧会の会場、会期その他の出品に関し必要な事項を次のとおり告示する。

平成十八年二月十七日

香川県教育委員会

一 会場

香川県文化会館（高松市番町一丁目一〇番三九号）

二 会期等

会 期	期 間
-----	-----

第一期（第二部洋画、第三部彫刻）	平成十八年五月三十一日（水曜日）から同年六月十一日（日曜日）まで（月曜日休館）
第二期（第一部日本画、第六部写真）	平成十八年六月十四日（水曜日）から同年二十五日（日曜日）まで（月曜日休館）
第三期（第四部工芸、第五部書）	平成十八年六月二十八日（水曜日）から同年七月九日（日曜日）まで（月曜日休館）
受賞作品展	平成十八年七月十四日（金曜日）から同月十六日（日曜日）まで

三 観覧時間

午前九時から午後五時まで（入館は午後四時三十分まで）。ただし、金曜日は午前九時から午後七時三十分まで（入館は午後七時まで）

四 出品することができる作品

出品することができる作品は、その出品しようとする者が制作したもので、未発表、公募その他の展覧会に出品又は陳列したことの無いものとする。ただし、中学校以下の生徒等の作品は、出品することができない。

五 出品料

二千元

六 作品の点数

全部門を通じ、一人一点とする。

七 作品の大きさ及び重量

第一部	作品寸法二〇号以上一〇〇号以内。ただし、横幅一三〇・三センチメートル以内（屏風の場合は、第五部に準ずる。）
第二部	作品寸法二〇号以上一〇〇号以内。ただし、横幅一三〇・三センチメートル以内（版画の場合は、二〇号未満も可とする。）
第三部	高さ二メートル以内、最長部の長さ二メートル以内、占有面積二・二五平方メートル以内及び重量二〇〇キログラム以内
第四部	立体 一辺六〇センチメートルの立方体以内

壁面 縦横ともに、一・八二メートル以内
 棚・衝立 幅一・五二メートル以内及び重量五六キログラム以内

第五部
 仕上り寸法縦二・一メートル以内及び横一・八二メートル以内。ただし、面積一・五平方メートル以内及び重量一五キログラム以内(卷子本・帖の場合、縦四〇センチメートル以内。横は自由とする。)

第六部
 モノクローム又はカラー(プリントに限る。)
 単写真 半切(実画面の長辺四〇センチメートル)以上全倍まで。ただし、仕上り寸法長辺一・一メートル以内及び短辺〇・八メートル以内。木製パネル張り又はマットパネル張りにすること(額装不可)。
 組写真 仕上り寸法長辺一・八メートル以内及び短辺〇・九メートル以内。木製パネル張り又はマットパネル張りにすること(額装不可)。

八 作品の搬入
 場所 香川県文化会館
 期間 平成十八年五月十二日(金曜日)から同月十四日(日曜日)まで
 なお、一〇作品以上を一括搬入するグループの代表者等は、平成十八年五月十日(水曜日)から同月十一日(木曜日)まで
 時間 午前九時から午後四時まで
 作品を出品しようとする者は、作品を搬入するときに、規定に基づき出品料、出品申込書及び返信用封筒を提出すること。
 出品申込書交付場所
 香川県文化会館、香川県教育委員会事務局文化行政課、各教育事務所及び各県民センター

九 鑑査及び審査結果発表の日時及び場所
 高松市教育委員会事務局文化振興課、丸亀市教育委員会事務局文化課、坂出市教育委員会事務局社会教育課、善通寺市教育委員会事務局文化振興室、観音寺市教育委員会事務局生涯学習課、さぬき市教育委員会事務局生涯学習課、東かがわ市教育委員会事務局生涯学習課、三豊市教育委員会事務局生涯学習課
 高松市美術館、坂出市民美術館、丸亀市猪熊弦一郎現代美術館及び善通寺市美術館

平成十八年五月二十五日(木曜日) 午前一〇時 香川県文化会館
 あなたが選ぶ作品賞の結果発表の日時及び場所
 平成十八年七月十二日(水曜日) 午前一〇時 香川県文化会館

区分	期	場 所
陳列しない作品	平成十八年五月二十五日(木曜日)から同月三十一日(水曜日)まで	香川県文化会館
第一期に陳列する作品	平成十八年六月十三日(火曜日)から同月十八日(日曜日)まで	"
第二期に陳列する作品	平成十八年六月二十七日(火曜日)から同年七月二日(日曜日)まで	"
第三期に陳列する作品	平成十八年七月十一日(火曜日)から同月十六日(日曜日)まで	"
受賞作品	平成十八年七月十八日(火曜日)から同月二十三日(日曜日)まで	"

返却の時間は、午前九時から午後五時までとする。なお、返還期間経過後は、督促をしたうえで一定期間経過後、文化会館にて処分する。
 十二 その他
 詳細については、香川県文化会館(電話 〇八七―八三二―一八〇六)に問い合わせること。

警察本部告示

●香川県警察本部告示第一号
 自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程及び香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成十八年二月十七日
 香川県警察本部長 沖 田 芳 樹
 自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程及び香川県警察文書公印規程の一

部を改正する規程

(自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程の一部改正)

第一条 自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程(平成十二年香川県警察本部告示第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第三項中「第二条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第四項中「第六条第四項」を「第八条第四項」に改める。

(香川県警察文書公印規程の一部改正)

第二条 香川県警察文書公印規程(平成十二年香川県警察本部告示第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の十三の項1中「第三条第二項」を「第四条第二項」に、「第六条第三項」を「第八条第三項」に、「別記様式第五号」を「別記様式第六号」に改める。

附則

この規程は、平成十八年二月十七日から施行する。

●香川県警察本部告示第二号

香川県地域警察運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年二月十七日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

香川県地域警察運営規程の一部を改正する規程

香川県地域警察運営規程(平成十二年香川県警察本部告示第十七号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「香川郡香南町岡千六百八十九番地三」を「高松市香南町岡千六百八十九番地三」に改める。

附則

この規程は、平成十八年二月十七日から施行する。

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団

体の収支に関する報告書について、自由民主党亀阜支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十七年香川県選挙管理委員会告示第八十九号(政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨)の一部を次のとおり訂正する。

平成十八年二月十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

政党の支部の部自由民主党亀阜支部のうち1中

「1 収入総額 2,233,397円」を

「1 収入総額 2,233,409円」に、

「本年収入額 1,062,909円」を

「本年収入額 1,062,921円」に改め、

同部自由民主党亀阜支部のうち3中

「3 翌年への繰越額 1,405,036円」を

「3 翌年への繰越額 1,405,048円」に改め、

同部自由民主党亀阜支部のうち4中

「その他の収入 20,009円」を

「その他の収入 20,009円」を

「その他の収入 20,021円」に改める。

「その他の収入 20,021円」に改める。

計 1,062,921円

計 1,062,921円

●香川県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十八年二月十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
川原茂行後援会	川原 茂行	川原 弘樹	仲多度郡仲南町大字七箇一 一一七
ハート&ロマンの会	前川 博之	藤川 浩三	三豊市高瀬町羽方八一― 二
三豊の明日を考える会	大橋 良男	筒井 賢二	三豊市山本町辻二一八八

●香川県選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年二月十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党香川県J A 支部	代表者の氏名	曾川 則昭	小林嶽一朗
自由民主党香川県接骨師連盟支部	代表者の氏名	石原 誠	山田 喜通
自由民主党香川県高松市選挙区第一支部	代表者の氏名	小川 淳也	村上 豊
自由民主党香川県高松市選挙区第一支部	代表者の氏名	松市選挙区第一支部	郡選挙区第一支部
自由民主党香川県総支部連合会	代表者の氏名	小川 淳也	村上 豊

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
大西正美後援会	会計責任者の氏名	大西 正美	行成 忠男

●香川県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七條第一項の規定による政治団体の解散等の届出があつたので、同法第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年二月十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	解散等の届出
梶河正孝後援会	
加門仁史後援会	
近藤貢後援会	
斎藤隆を励ます会	
佐藤義憲後援会	
原とお後援会	
渡部康一後援会	
渡部康一と共に政治を考える会	

●香川県選挙管理委員会告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九條第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があつたので、同法第十九條の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年二月十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

資金管理団体の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	取消しの届出のあつた資金管理団体の名称
近藤 貢	財田町長	近藤貢後援会
原 俊雄	三野町議會議員	原とお後援会
渡部 康一	牟礼町議會議員	渡部康一と共に政治を考える会

平成十八年二月十七日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています